

長野県が定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）第 15 条の規定に基づき、高齢者居住安定確保計画に規定する長野県が定めるサービス付き高齢者向け住宅事業の登録基準は、次のとおりとする。

1 共同で利用する台所、収納設備又は浴室

(1) 共用部分に備える台所

ア 居住部分のある階ごとに各居住部分内に台所を備えていない戸数 10 戸に 1 箇所の割合で調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を設置すること。

ただし、食事の提供サービスを行うサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）にあつては、居住部分のある階ごとに 1 箇所以上の共同で利用できる調理施設を設置すること。

イ 食事の提供サービスに使用する厨房は、共同部分に備える台所に含まれない。

(2) 共用部分に備える浴室

ア 居住部分のある階ごとに設置すること。ただし、エレベーターが設置されている場合は、この限りではない。

イ 共同で利用する個別浴室（浴槽及び洗い場を有するもの）による場合は、各居住部分内に浴室を備えていない戸数 10 戸あたり、1 箇所以上の個別浴室を備えること。

ただし、10 人未満の端数がある場合は、別に 1 箇所設置すること。

ウ 複数の人数により利用が可能な共同浴室（浴槽及び洗い場を有するもの）を備える場合は、一度に利用できる人数（浴槽に入れる人数又は、カランの数による。）に 10 を乗じて得た数が居住部分内に浴室を備えていない戸数に相当すること。

ただし、男女が共同で利用する場合は、男女別（イとの併用可）に設置すること。

エ 住宅に併設されている高齢者生活支援施設に設置してある浴室のうち、施設の利用時間外に住宅の入居者が利用できる状態にあるものは、住宅の共用部分に備える浴室としても差し支えない。ただし、住宅の入居者の必要数が入浴できる相当程度の時間が確保されているものに限る。

オ 特殊浴室については、浴槽 1 箇所につき、個別浴室 2 箇所として計算する。

(3) 収納設備については、必ず各居住部分内に設置すること。

2 各居住部分の収納設備

各居住部分に設置する収納設備の大きさは、幅 60cm、奥行き 45cm、高さ 170cm 以上とすること。ただしこれと同等以上の収納空間及び利便性が確保される場合にあつては、この限りではない。

3 緊急通報装置

各居住部分の居住部分、便所及び浴室には、非常の際に入居者が住宅の管理者に通報できる緊急通報装置を備えること。

参考 登録基準に関する質疑

質 問	回 答
台所	
各居住部分に設置する台所はミニキッチンでもよいか。	差し支えない。ただし、共用部分に備える台所は通常の大きさの台所とすること。
共用部分に備える台所を夜間使用禁止にするなど、時間制限を設けることができるか。	共用部分に備える台所に使用時間を設けることはできない。
認知症患者の事故防止のため、共用部分に備える台所夜間は鍵をかけ、入居者が時間外に使用したい場合は、入居者の申し出により、24時間常駐している担当者が入居者に鍵を渡して利用させることは可能か。	申し出により入居者がいつでも自由に台所を使用できるようになっていればよい。
食事提供サービスを行う厨房と共用部分に備える台所を兼ねることができるか。 また、デイサービスの厨房と共用部分の台所を兼ねることができるか。	入居者が使用できない時間帯がある台所は共用部分に備える台所の基準を満たしていない。 また、食事提供サービスを行う厨房に誰でも立ち入ることができることは、衛生管理上問題がある。
エレベーターが設置されている場合も、各階に共用部分に備える台所を備える必要があるか。	エレベーターの設置の有無にかかわらず、必ず各階に設置すること。
コインメーター等により使用する者から、ガス料金・電気料金を別途徴収してもよいか。	徴収してもよい。
収納設備	
収納設備は備え付けとせず、後付けのロッカー等でもよいか。	収納空間が確保されていれば、備え付け、後付けを問わない。
幅 60cm、奥行き 45cm、高さ 170cm 以上の収納設備と同等以上の収納空間及び利便性が確保される場合とは、どのような場合か。	高さが小さいが同程度の容積が確保された、車椅子対応型の収納設備等を想定している。
浴室	
入浴時間に制限を設けてもよいか。 (清掃時間中の入浴禁止、深夜入浴禁止等)	制限時間が社会通念上の範囲内であれば、やむを得ない。
共同浴室の場合、合計が 10 戸あたり 1 人以上の基準満たしていれば、一つの浴室を男女の時間を分け利用してよいか。	利用してよい。 (登録申請時に利用時間の区分が分かる書類を提出すること。)
全ての入居者は、隣接するデイサービスの共同浴室を使用することになっているため、住宅内に共同浴室を設置しなくてもよいか。	基準どおりの共同浴室が必要である。
隣接するデイサービスの共同浴室を住宅の共同浴室と共用してよいか。	時間外に住宅の入居者が利用できるようになっていれば、共用してよい。 ただし、住宅の入居者が使用できるのに十分な利用時間が確保されていること。
特殊浴室も戸数 10 戸あたり、1 箇所以上の基準とするのか。	戸数 20 戸あたり、1 箇所以上とする。
入居対象を全て要介護者とするを想定しており、全て特殊浴室で対応するため、通常の浴室を設置しなくてもよいか。	基準の範囲内であれば、事業者の判断で通常の浴室は設置しなくてもよい。

質 問	回 答
併設する共同浴場（銭湯）を入居者に無料開放することで共用部分の浴室としてよいか。	銭湯は住宅の共同部分ではないため、登録の基準に合致しない。
居間・食堂	
各居住部分の面積が 18 m ² ～25 m ² のとき、各自が各居住部分で食事を取る場合、食堂を設置しなくてよいか。	居住部分面積が 18 m ² ～25 m ² の場合は共同で利用する食堂が必要である。
居間と食堂は兼用としてよいか。	兼用してよい。
共同で利用する居間又は食堂の面積基準はあるか。	基準を定めていない。
廊下幅	
登録基準の廊下幅は。	78cm 以上である。ただし、全居住部分面積の合計が 100 m ² を超えるものは、建築基準法の廊下幅が適用されること。